

電気料金の改定および約款等の改定予定について(お知らせ)

2026 年 9 月 30 日
株式会社ラストワンマイル

平素より当社の電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、当社は 2026 年 11 月 1 日付で下記(1)～(3)のとおり電気需給約款等の改定を行い、その一部を変更することを予定しております。つきましては、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、引き続きのご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

(1) 託送料金の値上げに伴う電気料金改定

2026 年 7 月 10 日、全国の一般送配電事業者 8 社(北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力)より、託送料金の基礎となる「収入の見通し」について、経済産業大臣に対し変更承認申請を行った旨が公表されました。原材料費・労務費・金利の上昇等を背景としたものであり、国の審査・承認を経たうえで、2026 年 11 月 1 日より新たな託送料金が適用される予定とされており、値上げが見込まれます。

託送料金は、送配電網の利用対価として当社を含むすべての小売電気事業者が一般送配電事業者に支払うものであり、お客さまの電気料金を構成する費用の一部となっております。

このたびの変更承認申請に伴い、誠に恐縮ではございますが、当社におきましても、上記エリアにお住まい・ご所在のお客さまを対象に、2026 年 11 月 1 日以降、託送料金の値上げ相当額分を電気料金に反映させていただく予定です。

具体的な約款の改定内容につきましては、内容が確定次第、当社ホームページおよびお客さまへの個別のご案内等により、改めて通知させていただく予定です。

■ 託送料金改定に伴うご契約の供給区分ごとの対応について

当社の対応	今後のご案内
託送料金の値上げ分を電気料金に反映するため、2026 年 11 月 1 日付で まるっとでんき 需給約款の変更を予定しております	約款の変更内容が確定次第、当社ホームページおよび書面・E メール/SMS 等による個別のご案内にて、改めて通知いたします

(2) カーボンフリー促進費（CF 促進費）の新設

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（高度化法）に基づき、電気事業者には非化石電源比率の向上目標が課せられております。これまで当社が全額負担してまいりました非化石証書の調達コストについて、2026 年 11 月 1 日以降、カーボンフリー促進費として電気料金に反映いたします。

この改定は、2026 年 12 月分（検針日が 1 日の場合は 2026 年 12 月の検針日から開始する算定期間、検針日が 1 日以外の場合は 2026 年 11 月の検針日から開始する算定期間）の電気料金より適用いたします。

【改定内容の概要】

1. 詳細

- ・燃料費等調整額の費用項目に、以下のカーボンフリー促進費を追加します。

カーボンフリー促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、カーボンフリー促進費およびカーボンフリー促進費単価の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

カーボンフリー促進費

=カーボンフリー促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

カーボンフリー促進費単価

=（非 F I T 非化石証書の指定金額※1+非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税率）

2. 備考

※1：「非 F I T 非化石証書の指定金額」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「非 F I T 再エネ指定非化石証書」または「非 F I T 再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

※2：「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。

※3：「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。

※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。

カーボンフリー促進費単価の改定

当社は、毎月 1 日時点において、カーボンフリー促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のカーボンフリー促進費単価の適用を開始するものといたします。

今後もお客さまに安心して電気をご利用いただけるよう、努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【参考】

経済産業省「一般送配電事業者 8 社から託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を受理しました」（2026 年 7 月 10 日）

<https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260710001.html>

本件に関するお問い合わせ先:

まるっとシリーズサポートセンター

電話番号：0570-033-887（受付時間：10:00～18:00）

チャット：https://app.chatplus.jp/chat/visitor/c9e33e48_1?t=btn